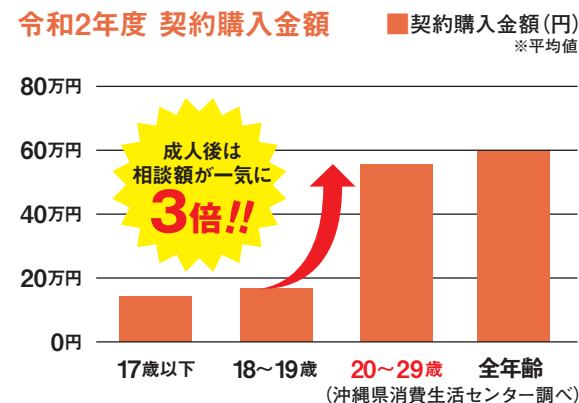


消費者トラブルに気をつけましょう！

県消費生活センターに寄せられた苦情相談から判明した契約者の年代ごとの契約購入金額は、**20代は10代の約3倍**でした。成人すると契約が活発に行われる分、相談額も大きくなります。

成年年齢が引き下げられ18、19歳は未成年者取消権の保護の対象外となり、契約に対して自分で責任を負うことになるので、契約した相手方に対して「未成年だから取り消します」と主張できなくなります。

成年年齢を迎える皆さんは、高校卒業、大学進学や就職など、生活環境が変わり社会と関わる機会が急速に増えてくる時期です。過去の相談事例を参考に、消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約する時は慎重に判断しましょう。



他人事じゃない! 本当にあった 消費者トラブル事例

事例1

いつの間にか定期購入に…。

インターネット通販で安い商品を注文し、後払い決済で支払おうとしてもできず、広告をよく読むと2回目以降5000円の定期購入になっていた。



事例2

おーまいがー!!!

稼ぐはずが逆にお金を払うなんて…。

SNSの広告で「高校生でも稼げるビジネス」とあったので入会金数万円を支払い契約した。報酬も払われず、契約期間中も月々1万円を支払い、自動更新のため解約できないと言われた。



事例3

解約金の話なんて頭になかったよお…。

大学進学を機に中古車を購入する契約をした。その後、他店舗の車が良かったので解約を申し込むと解約料として数万円請求された。



事例4

名義を貸しただけ悪いことしたつもりは…。

平成29～30年度には自分名義でクレジット契約をして他人に現金とカードを預ける「名義貸し事件」が県内で大きな社会問題となった。大学生を中心に被害者は650人以上、被害額は4億円にのぼる。



事例5

安すぎるサプリお試しのはずが…。

スマホの広告で、サプリメントが10円で買えると表示されていたので注文したところ、6か月分が届き2万円請求された。業者に問い合わせると「6か月分が購入条件なので解約できない」と言われた。



出典：沖縄県消費生活センター

トラブルが起きた時の相談窓口

困った時は一人で悩まず周りの人や相談窓口にご相談しましょう。

■ 消費者ホットライン ☎188 (いやや)

■ 沖縄県 消費生活センター

電話で相談 ☎(863) 9214

インターネット相談フォームはこちら▶

■ 浦添市役所 市民相談室

電話で相談 ☎(851) 5059

月・水・金 (午前10時～正午/午後1時～午後4時)

※詳しくは市のホームページから▶



4月1日
スタート!

民法改正により **成年年齢** が引き下げられました。

18歳から大人になります。

日本では今から約140年前の明治時代から、民法で20歳が成年年齢と定められてきました。

この民法が改正され、4月1日から成年年齢が18歳に変わりました。

成年年齢の引き下げは、若い世代を社会の一人前のメンバーとして迎え入れることであり、その自覚を持って社会で活躍してほしいという期待が込められています。

変わること(18歳からできる)

- 保護者の同意なしで契約できる
 - ・携帯電話を契約する
 - ・クレジットカードを作る
 - ・部屋を借りる
 - ・ローンを組むなど
- 公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取得できる
- 10年有効のパスポートを取得できる
- パートナースhip宣誓証明を受けることができる
- 女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳へ引き上げ

4月1日時点ですでに16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも婚姻することができます。
- マイナンバーカードの有効期間基準年齢



交付申請書の受理日	カード有効期間
令和4年3月31日まで	発行から5回目の誕生日まで
令和4年4月1日以降	発行から10回目の誕生日まで

変わらないこと(20歳のまま)

- 飲酒、喫煙、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレースなど)ができる年齢
- 養子を迎えることができる年齢
- 国民年金の加入義務が発生する年齢

Q 浦添市の成人式はどうなるの?

A 市内の高校2、3年生にアンケートを実施し、集計した結果、約9割が現状のままと希望していたことから、**今後も対象年齢を20歳のままと**します。
※「成人式」という名称は変わる可能性があります。



スマホでチェック! 最新情報



◀ 法務省特設ウェブサイト
成年年齢引き下げのことを動画や漫画でわかりやすく説明。



◀ 金融庁YouTube
あの「うんこドリル」と金融庁がコラボした注意喚起動画。



◀ 政府広報ウェブサイト
アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン。

18歳の声

“楽しみ”より“不安”の方が少し大きい

成年年齢の引き下げについては、高校2年生の時に家庭科の授業で習いました。未成年の場合は保護者の許可なく契約しても後から保護者が取り消すことができるけど、成人するとできなくなると知り、契約について少し意識するようになりました。今までは、高校を卒業しても大学へ進学するなどして社会に触れる機会がありましたが、18歳からすぐに成人というのは不安があります。クレジットカードを作ることができるようになるなど嬉しいこともありますが、使いすぎないように自分で気をつけなければならないと思います。



上原 翼さん(18歳)